

## 「メトコナゾール」「ニテンピラム」「ルフェヌロン」「モキシデクチン」及び「フルメトリン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

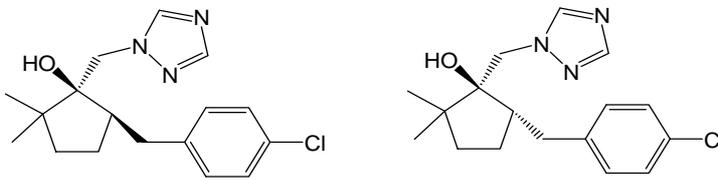
1. メトコナゾール（農薬）
2. ニテンピラム（農薬）
3. ルフェヌロン（農薬及び動物用医薬品）
4. モキシデクチン（動物用医薬品）
5. フルメトリン（動物用医薬品）

## メトコナゾール

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成25年9月17日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づき「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	メトコナゾール (Metconazole)	
構造式	 <p>メトコナゾール-<i>cis</i>体                      メトコナゾール-<i>trans</i>体</p>	
用途	殺菌剤	
作用機構	トリアゾール系殺菌剤である。糸状菌の細胞膜を構成する主要成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより、殺菌効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 大麦、小麦、かんきつ等 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: 小麦、とうもろこし等 カナダ基準: 小麦、なたね等 EU基準: 小麦、なたね等 豪州基準: おうとう、もも等 ニュージーランド: 基準なし インポートトレランス要請: ブルーベリー、ばれいしょ等(米国)、なたね、えんどう等(カナダ)
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成16年2月13日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年4月27日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成19年8月6日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年10月11日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】平成21年3月24日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年7月29日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.02 mg/kg 体重/day</p>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ニテンピラム

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ニテンピラム (Nitenpyram)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ネオニコチノイド系の殺虫剤である。昆虫の神経細胞の接合部においてニコチン作動性アセチルコリン受容体に結合し、神経の興奮を遮断することで殺虫作用を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 水稻、トマト、りんご、かんきつ等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ルフェヌロン

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成25年9月12日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ルフェヌロン (Lufenuron)	
構造式		
用途	殺虫剤・殺ダニ剤（農薬）、外部寄生虫駆除剤（動物用医薬品）	
作用機構	ベンゾイルフェニル尿素系の昆虫成長制御剤（IGR）であり、キチン（昆虫表皮の主成分）の生合成を阻害することで殺虫効果を示す他、直接的な殺卵活性も示すと考えられている。	
日本における登録状況（食用）	<p>【農薬】 農薬登録がなされている。 適用作物：キャベツ、茶、りんご等 使用方法：散布等</p> <p>【動物用医薬品】 承認されていない。</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	EU基準：りんご、ぶどう等 豪州基準：綿実、鶏卵、乳等 ニュージーランド基準：りんご、なし 米国、カナダ：基準なし インポートトレランス要請：魚介類（さけ目魚類に限る、EU）
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成17年7月25日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年1月22日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成25年6月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年8月5日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>ADI = 0.014 mg/kg 体重/day</p>	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

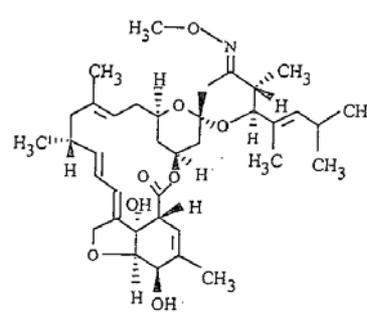
JECFA:FAO/WHO 合同飼料添加物専門家会議

## モキシデクテン

## 1. 今回の諮問の経緯

・平成25年12月20日、農林水産省から薬事法に基づく承認事項の変更についての意見聴取を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	モキシデクテン(Moxidectin)	
構造式		
用途	寄生虫駆除剤	
作用機構	マクロサイクリックラクトン系化合物であり、 $\gamma$ -アミノ酪酸による神経伝達に作用して寄生虫を麻痺させるものと考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	<p>【動物用医薬品】 承認されている。 対象動物:牛(搾乳牛を除く) 今回、搾乳牛への適応を拡大する承認事項変更申請及び使用禁止期間の短縮</p> <p>使用方法:経皮投与</p>	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADI = 0.002 mg/kg 体重/day
	国際基準	牛、羊等
	諸外国	米国基準:牛、羊 カナダ基準:牛 EU基準:牛、羊等 豪州基準:牛、羊等 ニュージーランド基準:牛、羊等
食品安全委員会での評価等	平成24年8月21日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年6月3日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.003 mg/kg 体重/day	

JECFA:FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

# フルメトリン

## 1. 今回の諮問の経緯

・**ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し**

・平成25年12月20日、農林水産省から薬事法に基づく**承認事項の変更**についての意見聴取を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	フルメトリン(Flumethrin)	
構造式		
用途	殺ダニ剤	
作用機構	合成ピレスロイド系殺虫剤である。神経膜のイオン透過性阻害によって殺虫効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	【動物用医薬品】承認されている。 対象動物:牛、鶏 今回、投与液量を変更する承認事項申請	
	使用方法:散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.004 mg/kg 体重/day
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	EU基準:牛、羊 豪州基準:牛、馬等 ニュージーランド基準:牛、羊等 米国、カナダ:基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

JECFA:FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

**【メトコナゾール】**

- ・作物残留試験

**【ルフェヌロン】**

- ・薬物動態試験（イヌ）
- ・残留試験（さけ）

**【モキシデクチン】**

- ・吸収等試験
- ・残留試験